

社会福祉法人昭和ふくし会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法昭和ふくし会の理事及び監事（以下「役員」という）及び評議員の報酬について定めるものである。

(報酬の額の決定)

第2条 役員が、理事会・監事会・評議員会・評議員選任解任委員会に出席及び法人・施設の指導監査に立会った場合、次により報酬を支払うことができる。

2 職員である理事に対しては、理事としての報酬を支給しない。

支給日	金額
出席及び立会いの都度	1人一律10,000円

3 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

支給日	金額
出席の都度	1人一律10,000円

(報酬の支給方法)

第3条 報酬を支給する場合は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除する。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める「社会福祉法人昭和ふくし会旅費規程」により旅費を支給するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、議決の日（平成29年6月28日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。